

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇ 条例 高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部改正
- 鳥取県職員退職手当支給条例の一部改正
- 鳥取県職員定数条例等の一部改正
- 鳥取県蜜蜂転飼条例の一部改正
- 鳥取県事務局規則の一部改正
- ◇ 県会告示 県会事務局規則の一部改正
- ◇ 雑報 鳥取県市町村職員共済組合の組合会議員の選挙メイトル法施行に伴う米麦の包装細目の改正

## 条 例

高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第四十八号

高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

高等学校の教育職員に対する産業教育手当の支給に関する条例（昭和三十二年十二月鳥取県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高等学校の教育職員等に対する産業教育手当の支給に関する条例

第一条中「又は水産」を「、水産又は工業（電波を含む。）」に、「教育職員」を「教育職員及び実習助手」に改める。

第三条を次のように改める。

（産業教育手当）

第三条 農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く高等学校の教育職員で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許

法（昭和二十四年法律第四百七号）附則第二項及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百十八号）附則第二項から第四項までの規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習を担任する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合には、産業教育手当を支給する。

2 前項に規定する高等学校の実習助手であつて人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。  
鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
昭和三十三年十二月二十六日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第四十九号  
鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
鳥取県職員退職手当支給条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号。以下「退職手当支給条例」という。）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）別表第二」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）別表第三」に改め、「勤務機関の移転に因り退職した者若しくは」の下に「二十年以上勤織し」を加える。

1 この条例は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）附則第一条ただし書に定める同法第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。

2 国家公務員共済組合法附則第二十条の規定により同法の長期給付の適用を受ける職員（以下「長期給付適用者」という。）に対する退職手当支給条例第三条から第五条まで及び鳥取県退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和二十九年三月鳥取県条例第六号。以下「条例第六号」という。）附則第十五項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

- 一 第三条第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とする。
- イ 一年以上十年以下の期間については、  
一年につき百分の百
- ロ 十一年以上二十年以下の期間については、  
一年につき百分の百十

附 則

ハ 二十一年以上二十四年以下の期間については、  
一年 につき百分の百二十

二 第三条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する者」とあるのは「前項に規定する者のうち、傷い疾病によらず、その者の都合により退職した者」と、「百分の五十」とあるのは「百分の六十」とする。  
三 第四条の規定の適用については、同条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）別表第三に掲げる程度の廃疾の状態にある傷い疾病若しくは死亡に因り退職した者又は勤務機関の移転に因り退職した者若しくは二十年以上勤織しその者の非違によることなく勸しうを受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの」とあるのは「勤務機関の移転に因り退職した者若しくは二十年以上二十五年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸しうを受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定める

者又は二十五年以上勤続して退職した者（次条の規定に該当する者を除く。）とし、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とし、同条第二項の規定は、適用しないものとする。

イ 一年以上十年以下の期間については、

一年につき百分の百二十五

ロ 十一年以上二十年以下の期間については、

一年につき百分の百三十七・五

ハ 二十一年以上三十年以下の期間については

一年につき百分の百五十五

ニ 三十一年以上の期間については、

一年につき百分の百三十七・五

四 前号の規定により第四条の規定を適用する場合に

おいて、二十五年以上三十年以下の期間勤続して退職した者の退職手当を計算するときは、その者の給料月額に乗ずる割合は、同号の規定にかかわらず、その者の二十四年に達するまでの期間については、第一号イからハまでの期間の区分に応じそれぞれ同

号イからハまでに掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十七・五とする。

五 第五条の規定の適用については、同条第一項中「

及び二十五年以上」とあるのは「及び公務上の傷疾若しくは死亡により退職した者又は二十五年以上」と、「第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。」とあるのは「退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を左のとおり区分して、それぞれ左に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。」とし、同項に次の規定が加えられたものとする。

イ 一年以上十年以下の期間については、

一年につき百分の百五十五

ロ 十一年以上二十年以下の期間については、

一年につき百分の百六十五

ハ 二十一年以上三十年以下の期間については、

一年につき百分の百八十

ニ 三十一年以上の期間については、

一年につき百分の百六十五

六 前各号の規定により第三条から第五条までの規定を適用して計算した額が、職員の退職の日における給料月額に六十を乗じて得た額をこえるときは、これら規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者の退職手当の額とする。

七 条例第六号附則第十五項の規定は適用しないものとする。

3 昭和三十三年十二月三十一日に在職する長期給付適

用者が同日後に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、前項の規定により適用する第三条から第五条まで及び条例第六号附則第十五項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号の規定により適用する第三条第一項の規定に該当する退職（傷疾疾病によらず、その者の都合による退職を除く。）その者につき第四条（死

亡により退職した者にあつては、同条及び条例第六号附則第十五項。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と前項第一号の規定により第三条第一項の規定を適用して計算した退職手当の額とのいずれが多い額

二 前項第五号の規定により適用する第五条第一項の規定に該当する退職その者につき第四条の規定により計算した退職手当の額と前項第五号の規定により第五条の規定を適用して計算した退職手当の額とのいずれが多い額

三 前項第六号の規定に該当する退職その者につき同号の規定により計算した退職手当の額と第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

4 この条例施行の日現在に在職する職員のうち次に掲げるものが、年令五十年以上で、その者の非違によることなく勸しうを受けて退職した場合において任命権者が知事の承認を得たときは、第五条の規定に該当す

る場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。

- 一 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の關係があつた法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つたもので、知事の指定するものの職員となるため退職し、かつ、その職員としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたもの（条例第六号附則第八項第二号若しくは第三号又は第十項の規定により在職期間が引き続き続いたものとみなされる期間内に再び職員となつたものを含む。）
- 二 前号に掲げる者のほか、職員としての勤続期間が十年以上の者

鳥取県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十号

鳥取県職員定数条例等の一部を改正する条例

（鳥取県職員定数条例の一部改正）

第一条 鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「二、二三八人」を「二、三九六人」に、同条第二号中「二三三人」を「二四四人」に、同条第五号中「一九二人」を「一九六人」に、同条第九号中「六二人」を「六九人」に改める。

（鳥取県警察職員定員条例の一部改正）

第二条 鳥取県警察職員定員条例（昭和三十三年三月鳥取県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二 一般職員一五二人」を「二 一般職員一五四人」に、「計八〇二人」を「計八〇四人」に改

める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 職員定数の特例に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十九号）は、廃止する。

鳥取県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五十一号

鳥取県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例

鳥取県蜜蜂転飼条例（昭和二十八年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二月十五日」を「一月三十一日」に改める。

第七条を次のように改める。

（許可手数料）

第七条 転飼の許可を受けたものは、転飼許可手数料（以下「手数料」という。）として、一蜂場につき三百円以内において一蜂群につき十円を県に納付しなければならぬ。ただし、七月一日以降の越夏転飼については、一蜂場につき三百円以内において一蜂群につき五百とする。

- 2 前項の手数料は、知事が必要と認めるときは減免することができる。
- 3 既に納付した手数料は、還付しない。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

県 会 告 示

県会告示第一号

鳥取県会事務局規則（昭和三十一年十二月県会告示第二号）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県会議長 小林 正 隆

第四条第一項中「課長補佐」の次に「調査員」を、同条第三項中「課長補佐」の下に「調査員、」を加える。

第五条第三項の次に次の一項を加え、第四項を第五項とし、以下順次繰下げる。

4 調査員は、上司の命を受け調査に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

組合会議員の選挙を次のとおり実施する。

昭和三十三年十二月二十六日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 野 坂 寛 治

一 市町村長が選挙する議員の選挙

選挙区	選挙区 の範囲	議員 の数	選挙の 日時	選挙の 場所
第一区	鳥取市	一	一月十二日十一時～十二時	鳥取市役所
第二区	倉吉市	一	一月十二日九時三十分～十時	倉吉市役所
第三区	米子市	一	一月十二日十時三十分～十一時	米子市役所
第四区	境港市	一	一月十二日十二時～十三時	境港市役所
第五区	岩美郡	一	一月十二日九時～十時	東部町村会 事務所
第六区	八頭郡	一	一月十二日十時～十二時	八頭郡町村 会事務所
第七区	気高郡	一	一月十二日十時～十一時	東部町村会 事務所
第八区	東伯郡	一	一月九日十時三十分～十一時三十分	三朝町役場
第九区	西伯郡	一	一月十二日十時～十一時	西部町村会 事務所
第十区	日野郡	一	一月十二日十一時～十二時	西部町村会 事務所
第一区	鳥取市	二	二月十二日九時～十一時	鳥取市役所
第二区	倉吉市	一	一月十二日十時～十二時	倉吉市役所
第三区	米子市	二	一月十二日十一時三十分～十三時三十分	米子市役所

一 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙

第四区	岩美郡	一	一月十二日十三時～十五時	鳥取県自治 会館
第五区	八頭郡	一	一月十二日十三時～十五時	八頭郡町村 会事務所
第六区	東伯郡	一	一月十二日十三時～十五時	中部町村会 事務所
第七区	西伯郡	二	一月十二日十四時～十六時	西部町村会 事務所

昭和二十六年五月十八日附鳥取県公報に公示した昭和二十六年農林省告示第百四十四号農産物検査法第六条第一項の規定による農産物規格規程に基く包装規格細目をメートル法施行に伴い次のとおり改正する。

農林省鳥取食糧事務所長 坂 田 久 二

包装細目

一 なわ

(イ) 直 径

俵こも編なわ 四ミリなわ

小口かがりなわ 一〇ミリなわ又は一二ミリなわ

さん俵縮なわ 〃

縦 なわ	横 なわ	直 径	重 量	備 考
縦 なわ	横 なわ			
二 わら	よく乾燥した越年の良質のわらを用いる。			
三 さん俵				
一 重 俵	三三センチ三七五グラム	三三〇〃	三三八〃	しかし当分の間直徑は上下夫々三センチの差を認む
二 重 俵	三三センチ三七五グラム	三三〇〃	三三八〃	重量は上下夫々三八グラムの差を認める
複式俵さん俵	三三〃	三三〃	三三八〃	
内当のもの	三三〃	三三〃	三七五〃	
外当のもの	三三〃	三三〃	三七五〃	
四 一重俵				
俵こも				

横 なわ 一二ミリなわ

縦 なわ 〃

(ロ) 品 質

日本農林規格荷造なわの一、二等に該当するもの

編所		封間(センチ)	こも丈	封数	重量
中央	左右	両端	(センチ)	(グラム)	
四	二〇	二〇	一五	一一五	六五
			以上	二二五	〇
				上下夫々七五	ラムの差を認め

二 荷造り

(イ) 小口かがり  
小口なわを以つて三封づつすくい目貫九ヶ所を通しこも端を内方に折曲げた上にさん俵を当て順次右へ一廻りは皆すくい、二廻り目より三つ飛びにかがつて中央にて引締め菊花かがりとする。

(ロ) 横なわ  
五ヶ所各二廻り四つ目結びとする。

五 二重俵

1 内俵  
一筋をもつて四方掛又は二筋をもつて二方掛けとし各横なわに引掛(両端横なわでは紐股掛けとする)第一横なわで四つ目結びとする。

編所		封間(センチ)	こも丈	封数	重量
中央	左右	両端	(センチ)	(グラム)	
四	二二	二二	一七	一一二	八〇
				以上	一五〇
					上下夫々七五
					ラムの差を認め

二 荷造り

(イ) 俵こも  
一重俵に同じ

(ロ) 荷造り  
小口なわをもつて三封づつすくい、目貫七ヶ所を通しこも端を内方に折曲げた上にさん俵を当て順次右廻りに二つ飛びにかがつてくる。

(ハ) 横なわ  
横なわは三ヶ所各二廻りねじ込とする。

二 外俵

(イ) 俵こも  
小口なわをもつて三封づつすくい目貫九ヶ所を通

編所		封間(センチ)	こも丈	封数	重量
中央	左右	両端	(センチ)	(グラム)	
四	二二	二〇	一七	一一二	七〇
				以上	三三七
					五
					上下夫々七五
					ラムの差を認め

六 複式俵

(一) 俵こも  
し、こも端を内方に折曲げ順次右へ一廻りは皆すくい二廻り目は一つ飛びにかがり(二廻り目に掛るまで引締める)四廻り目は三廻り目のなわを一つ飛びにかがり中央でくくる。

(ロ) 横なわ  
(ハ) 縦なわ  
一重俵に同じ

二 荷造り

A さん俵内当のもの  
(イ) 小口かがり  
小口なわをもつて三封づつすくい目貫九ヶ所を通し、こも端の約六割を内方に折曲げた上にさん俵を当てさん俵縮なわをもつて十文字にくく

B さん俵外当のもの

(イ) 俵こも  
り残りのこも端約四割をもつてこれを覆い順次右へ二廻り目迄は皆すくい、三廻り目は一つ飛びにかがり、四廻り目は二廻り目のなわを一つ飛びにかがり(二廻り目にかかる迄引締める)五廻り目は四廻り目のなわを一つ飛びにかがり中央でくくる。

(ロ) 横なわ  
(ハ) 縦なわ  
一重俵に同じ

小口かがりなわをもつて三封づつすくい目貫九ヶ所を通し、こも端を内方に折曲げた上にさん俵を当てさん俵、縮なわにて十文字にかがり順次右へ一廻りは皆すくい、二廻り目より三つ飛びにかがり中央にて引締め菊花かがりとする。

七 かます

(イ) 横なわ  
(ロ) 縦なわ  
一重俵に同じ

